

認定制度の発足時の経緯

2009年3月

日本性感染症学会
理事長 守殿 貞夫
(2009年3月当時)

認定制度委員会
委員長 小野寺 昭一
(2009年3月当時)

本学会では、2007年の第20回総会において承認されたように認定制度委員会を設け、新しく以下二つの認定制度を発足させるべく、検討をつづけてきました。

医師を対象とした「日本性感染症学会 認定医」(以下、「認定医」)と、コメディカルを主たる対象とした「日本性感染症学会 認定士」(以下、「認定士」)の二つの学会認定資格制度の創設です。

この制度案は、学会ホームページに掲載し、会員からのコメントを求めた上、2008年12月6日の第21回学術大会時の定例総会において、学会の規則として正式に成立致しましたので、以下にその全文を掲載致します。

予めその概要を記しますと、前者「認定医」制度の基本的な構想は、原則として基本領域学会の専門医資格を取得している医師で、更に性感染症の分野の研鑽を積まれる会員に、学会から認定医の資格を付与する、いわゆる二階建て方式です。

後者の「認定士」は、上記認定医の規程を土台に、薬剤師、保健師・助産師・看護師、臨床検査技師、学校養護教諭などを主たる対象として、性感染症の専門的知見の習得を積まれる会員に、学会から認定士の資格を付与し、性感染症の予防・啓発などを先導していただきたいと考えております。

両資格とも、厚生労働省告示にいう広告が可能な専門医・専門看護師などの資格ではありませんが、インハウスでの表示やウェブ上の自己紹介欄への掲載は自由ですので、学会の認定資格を取得することにより、自己研鑽をより強化し、患者さんや一般の方々からの信頼を得ていくのに効果的であると学会では考えております。